

七中の生活について

登下校時間

登校時間

予鈴（８：２５）までに登校する。

最終下校時間

１８：００（夏期：３月から１０月まで）

１７：３０（冬期：１１月から３月まで）

※委員会などの用事が無い時は荷物を持ってすぐに部活に行くか、速やかに下校する。

身なり・服装

【標準の服装】 本校指定の標準服 ネクタイかリボンを着用

白無地ワイシャツ 白無地ブラウス

※下着（ワンポイント可）の華美な色や柄が透けないように配慮する。

※ワイシャツやブラウスは外に出さない。

※アクセサリ類は身につけない。

※教室での授業は特別な指示のない限り、標準の服装で受ける

※清掃前の授業が体育の場合は着替えなくてよい

※体育着で過ごす場合は上着の裾を出さないこと

※ブレザー着用時において、上のボタンは必ず閉める。儀式では両方閉める。

※校舎内ではブレザーを脱いで行動しても良いが、儀式、外部講師による講演では着用。

【夏の服装】（６月１日～９月３０日）

本校指定の標準服

白無地ワイシャツ、白無地ブラウス、白・黒・紺のポロシャツ（ワンポイント可）

【冬の服装】 通学時のみ防寒着の着用を認める。ブレザーは、登下校時は必ず着る。

※校舎内は標準服の下で調整する。

※標準服の下で調整してもまだ寒いときは七中ジャージを着る。

※ひざ掛けは使用可。定期考査・テスト時は使用不可。

【移行期間】 ５／１８～６／７及び９／２４～１０／１４を衣替え移行期間とする。

○セーター・ベスト・カーディガン

白・黒・紺・グレー・茶系を認める。

※袖やすそなどを出さないようにする。

※トレーナー、パーカーは使用不可。

○靴下 白・紺・黒系（灰）のソックス、ハイソックス（女子の黒いタイツは可）

※くるぶしソックスも可とするが、儀式のときは不可。

※カパーソックス、レギンスは認めない。

○髪型 中学生らしく清潔感のあるもの。パーマ、脱色、染毛は禁止とする。

※髪が長い場合は束ねる。肩に髪がつくようなら束ねる。

※ゴムの色は、黒、紺、茶のみとする。

○通学靴 体育の授業に適した運動靴

○上履き 学年ごとに色指定

※かかとを踏まない。ときどき持ち帰り洗う。

所持品について

学習に関係ある物のみ持ってくることを認める。

- ・通学の安全を確保するための携帯電話の持ち込みについては、申請書に基づき持ち込みに関する確認事項について校長面談を実施した上で認めるものとする。
- ・水分補給のための水筒の持参は認めるものとする。
又、補充用としてペットボトルの持ち込みも認める。確認事項の詳細は年度当初の書面に定める。

その他

- ① 欠席・早退・遅刻の時は事前に保護者が連絡する。
- ② 登校後の外出は禁止とする。やむを得ない時は必ず先生の許可を得る。
- ③ ガラスその他の施設や備品を破損した時は担任の先生に申し出る。
- ④ 他学年の教室には入らない。
- ⑤ ベランダには出ない。
- ⑥ 更衣室に私物を置かない。(体育着、部活着など)
- ⑦ 学区外からの通学者はバスか車による送迎で登下校するものとし、原則として徒歩で登下校しない。

自転車通学について

- ・自転車通学は保護者からの申請によって許可される。(申請用紙を配布します。)
- ・許可区域は、4丁目を除く成木地区とする。
- ・本校では生命の安全第一を考え、必ずヘルメットを着用することが自転車通学許可の条件とする。
- ・ヘルメットは青梅市から貸与される。
- ・ヘルメットにいたずら書きをしない。
- ・ヘルメットを着用しない、または下記の事項などが守れない場合は生徒の安全第一の立場から、一定期間自転車通学を停止することがある。また、繰り返し違反などがある時は市から貸与のヘルメットを返却させ、自転車通学そのものを取り消す場合がある。

自転車通学についての諸注意

- ・ヘルメットを保護者の責任において着用させる。
- ・許可書(ナンバープレート)を所定の場所に必ずつける。
- ・変形ハンドルは禁止とする。
- ・サドルの高さは、腰掛けて両足が地面につく高さとする。
- ・定期的にブレーキ・ベル・ライトなどの車体点検をする。
- ・定期的に車体検査を受ける。
- ・車体を危険に変形させたり、部品交換などをしたりしてはいけない。
- ・暗くなったら事故防止のために必ず点灯する。
- ・左側通行を守り、並んで走らない。
- ・無理なスピードは出さない。
- ・雨天時は雨カッパを着用する。(傘をさして絶対乗らない)
- ・積雪時や道路凍結時は自転車の利用を控える。(転倒の原因になり大変危険)
- ・ヘルメットは自転車置き場に置きっ放しにせず、教室で保管する。